

## 福島市観光PRキャラクター使用取扱要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、(社)福島市観光コンベンション協会(以下「協会」という。)が定めた福島市観光PRキャラクターももりん(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (キャラクターの定義)

第2条 この要領において「キャラクター」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 名 称:「ももりん」および「ブラックももりん」
- (2) デザイン:「ももりん」および「ブラックももりん」

### (キャラクターに関する権利)

第3条 キャラクターに関する利用許可の権利は、協会に属する。

### (使用申請対象)

第4条 福島市の地域活性化および広報宣伝活動に携わる、官公団体、民間団体、教育団体、その他、地域活性化を担う団体および個人、民間企業等を使用申請対象とする。

### (使用申請)

第5条 キャラクターを使用する場合は、あらかじめキャラクター使用許可申請書(様式1)を協会に提出し、許可を受けなければならない。また、キャラクターを新たに制作する場合には制作・使用許可申請書(様式2)を提出しなければならない。ただし、名称を文中で使用する場合は申請を必要としない。

### (使用許可等)

第6条 協会は前項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクター使用許可書により許可するものとする。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合、その他、社会的な非難を受けるおそれのある場合。
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合。
- (3) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合。
- (4) 一定の公益性を欠くおそれのある場合。
- (5) 不当な利益をあげるために利用されるおそれのある場合。
- (6) 協会の信用又は品位をおとしめるおそれのある場合。
- (7) その他、協会において許可することが不相当と認めた場合。

(商品販売を目的としたキャラクター使用)

第7条 商品販売を目的にキャラクターを使用する場合は、あらかじめその趣旨と販売の責任者および販売品目の詳しい仕様・販売額・販売場所、その他協会が定めた事項を事前に届けるものとする。

2 前項の規定により届出のあった内容は

協会の理事会に諮り、当該理事会の承認を得られた場合のみキャラクター使用の許可を与えるものとする。

(使用料)

第8条 キャラクターの使用料は有料とし、その額は個別に協議を行い、理事会の承認を得て決定する。

2 前項の規定に関わらず、会長は、次の各号に掲げる内容に該当する場合は使用料を無料とすることができる。

- (1) 国、他の地方公共団体、その他公共団体が公用または公共用に使用するとき。
- (2) 自治会、NPO、その他の公共団体等公益的な活動のために使用するとき。
- (3) 放送機関、新聞社、通信社、その他の報道機関が報道目的に使用するとき。
- (4) 出版社、旅行会社等が使用する場合で、市への誘客効果が期待できるとき。
- (5) その他、公益上の観点から会長が無料とすることが適当であると認めるとき。

(使用上の遵守事項)

第9条 キャラクターを使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 協会の趣旨に反しないこと。
- (2) 許可を受けた者は、これを譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形式などは正しく使用すること。
- (4) キャラクターのイメージを損なう展開および応用使用をしないこと。
- (5) キャラクターを使用する場合、原則として福島市観光PRキャラクターの名称およびキャラクター名等を表記することとする。

(使用状況等の確認)

第10条 協会は必要に応じ、キャラクターの使用状況および使用実績の確認調査を実施することができる。

第11条 キャラクターの使用許可を受けた者は、前条に規定する調査の際、資料の提出等、誠実に応じなければならない。

(使用許可期間)

第12条 使用許可期間は申請の日より原則1年以内とする。

(使用申請内容の変更)

第13条 使用許可を受けた者が、申請の内容を変更しようとするときは、再度キャラクター使用許可申請書を協会に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可の取消等)

第14条 協会は、キャラクターの許可を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、直ちにその是正を命じ、また当該許可を取消すものとする。

(1) 使用許可申請の内容に虚偽があることが判明した場合。

(2) 許可の条件に違反して使用した場合。

第15条 許可を取り消された者は、許可取消の連絡があった日以降、当該申請に係る物件の使用、配布および掲示をしてはならない。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、キャラクター着ぐるみ使用に関して必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

平成24年5月25日改正

附 則

平成26年7月24日改正